

「三重県太陽光発電保守点検事業者データベース登録制度」 を設置しました。

三重県は、「三重県新エネルギービジョン」により新エネルギーの導入促進に取り組んでいる中、日照時間が全国平均よりも長く太陽光発電に適した地域であることから、太陽光発電の導入が進んできました。

太陽光発電を地域の電力源として長期安定的な発電の継続を目指すため、サポート体制の構築が不可欠となっています。また、改正FIT法が平成29年4月より施行され、太陽光発電の保守点検の実施が義務化されています。

こうした背景から、県では、太陽光発電の保守点検事業者の実態把握と事業者への情報発信のため、「三重県太陽光発電保守点検事業者データベース登録制度」を設置します。

●データベース登録保守点検事業者

・保守点検事業者の募集を平成30年10月2日から開始し、事業者より提出された登録申請書の内容を確認したうえで登録します。

・保守点検事業者が登録され次第、随時公表します。

※登録制度は、県が保守点検事業者を認定するものではありません。また、保守点検の依頼等お問い合わせにつきましては県ではなく直接登録事業者にお問い合わせください。

●データベースに登録する

◇登録要件◇

- ・県内に本社又は事業所を有する法人又は個人であること
- ・太陽光発電設備（出力10kW以上）の保守点検業務に係る契約実績を5件以上有すること
- ・その他要綱に記載の要件を満たすこと

◇登録方法◇

登録申請書（様式第1号）と、必要書類を添えて、持参又は郵送により提出をお願いします。実施要綱及び申請書様式は問い合わせ先に記載のURLよりダウンロードできます。

【必要書類】

- ①誓約書
- ②法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し（発効日から3ヶ月以内のもの）
- ③登録証等の写し（以下のいずれか一方）
 - ・電気工事業登録証又は電気工事開始受理証の写し（実施要綱第4条（2）イに該当する場合）
 - ・保安管理業務の委託契約書の写し（実施要綱第4条（2）ロに該当する場合）
- ④保守点検の業務内容を示す資料

【提出先】

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県雇用経済部ものづくり産業振興課 エネルギー政策班 あて

●登録後について

・発電事業者等への広報を目的として、本ホームページ上で事業者名、連絡先、保守点検業務の内容等を公表します。

・登録事業者は、電気工事業法およびその他関連法令、実施要綱を遵守し、適切に保守点検業務を行うものとします。

・登録事業者は、毎年度、業務状況報告書（様式第3号）を提出するものとし、必要に応じて登録事項変更届（様式第4号）、登録廃止届（様式第5号）を提出するものとします。

・登録の通知は、登録通知書（様式第2号）の郵送を以って行います。

太陽光発電保守点検事業者データベースに関する問い合わせ先

三重県 雇用経済部 ものづくり産業振興課

電話 059-224-2316 FAX 059-224-2480

E-Mail monozu@pref.mie.lg.jp

URL <http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0031300156.htm>

